

ニセコ町総合戦略骨子（素案）

＜本資料の位置づけ＞

- 第2回ニセコ町自治創生協議会などの議論を踏まえ、＜具体的な施策＞と＜数値目標＞なども含めて示し、「ニセコ町総合戦略」の骨子をより具体化したもの。
- ＜具体的な施策＞や＜数値目標＞については、役場の平成 28 年度事業計画と予算要求にも密接に関わっており、最も精査が必要であると同時に、町のあらゆる主体が一丸となって“ニセコ町らしい”こだわりを楽しく打ち込んでいく最重要ステップ。
- 「ニセコ町総合戦略」は、役場の戦略ではなく、ニセコ町全体の戦略。＜具体的な施策＞には、役場以外の町関係者が担い手となるものも含んでいる。

＜特に議論いただきたい点＞

1. ＜具体的な施策＞の担い手（＝誰がやるか）が具体的に見込まれるか。担い手をどのように確保すれば＜具体的な施策＞を実現できるか。
2. ＜具体的な施策＞は、＜数値目標＞によって進捗を的確にフォローでき、かつ、＜基本目標＞と＜基本的方向＞で表現している将来像に直接的に近づくものに重点化できているか。
3. ＜具体的な施策＞に、地方創生で全国の注目を集めている町に相応しい“ニセコ町らしい”こだわり（＝ニセコ町の地域性からどのようなアプローチで攻める必要があるか）まで読み取れるか。

I. 「ニセコ町総合戦略」の位置づけ・基本的スタンス

(法的根拠)

- まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として「ニセコ町総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定する。

(まちづくり基本条例との関係)

- 全国的な人口減少が進んでいく中、ニセコ町は人口が微増傾向にある稀有な自治体。ニセコ町まちづくり基本条例が目指す「住むことが誇りに思えるまち」に向けた実践が、地方創生の最先端の取組として全国から注目を集めることにもつながる。

(総合計画との関係)

- 「ニセコ町総合計画」（平成 24 年 3 月）（以下「総合計画」という。）は、ニセコ町のまちづくり全体のうち重点的に取り組むべき施策を体系的に位置づけたものであるのに対して、総合戦略は、総合計画に位置づけた施策のうち、人口減少社会の克服の観点から重点化すべき具体的施策を位置づける。
- なお、総合戦略の検討において、現行の総合計画に位置づけられていない新たな施策を見出した場合は、総合戦略に位置づけるとともに、総合計画にも次回見直し時に位置づける。

(「環境」の位置づけ)

- ニセコ町の地域特性（産業、気候など）には、「豊かな自然環境」という地域資源が多面的に貢献しているが、総合戦略では、自然環境(及びそれに由来する地域特性)については総合計画に基づく施策群によって担保されることを前提とした上で、人口減少社会の克服の観点から重点化すべき具体的施策を位置づける。
- なお、「豊かな自然環境」が担保されることを前提とした上で、それを積極的に生かして人口減少社会の克服を目指す施策については、総合戦略で位置づける施策の対象とする。

(計画の期間)

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月閣議決定）を踏まえ、5 か年（平成 27（2015）年度を初年度）の戦略を策定する。

Ⅱ. 今後の施策の方向

1. 検討方針と全体像

- 「ニセコ町人口ビジョン（素案）」の「将来人口の推計と分析」の結果、合計特殊出生率をパラメータに振っても総人口に大きく影響しないが、移動率をゼロと仮定すると大幅な人口減少が見込まれる推計結果が得られている。ニセコ町の人口は、自然増減よりも、社会増減による影響をより強く受ける。
- この推計結果に基づき、全国的に人口減少が進んでいく中においても社会増を維持することに着眼して、基本目標を柱立てする。
- 併せて、課題に対応した基本目標に加え、各基本目標を目指すことによりニセコ町が達成したい将来像についても、〈全体目標〉として定める。
- なお、自然増の関連施策（結婚・出産・子育てなど）については、定住環境のクオリティの一環として、施策レベルで検討の対象になりうる。

〈ニセコ町人口ビジョンなどで見出した課題と基本目標（案）の対応〉

	課題	基本目標（案）
1	【仕事】 完全失業者数の増加傾向	多様なライフスタイルやニセコの地域性に対応した労働環境の整備
2	【I Jターン】 対都市圏で人口流出超過	ニセコとの交流ネットワークの拡大と受入環境の整備
3	【Uターン】 若年層の人口流出	ニセコ町への誇りや愛着を持つ人材の育成
4	【広域連携】 ニセコエリアの連携体制の強化	ニセコエリアのブランディングを生かした連携実績の蓄積

2. 基本目標と具体的施策

<全体目標>

交流・連携のネットワーク拡大と環境整備による「住むことが誇りに思えるまち」ニセコの実現

<基本的方向>

全国的な人口減少が進んでいく中であっても、交流・連携のネットワークを拡げてニセコ町の魅力を発信するとともにニセコ町への移住・定住などの受入環境の整備を進め、将来にわたり、地方創生の最先端として日本中の注目を集める「住むことが誇りに思えるまち」であり続ける。

<基本目標のねらい>

- 全国的な人口減少が進んでいく中、ニセコ町は人口が微増傾向にある稀有な自治体。ニセコ町まちづくり基本条例が目指す「住むことが誇りに思えるまち」に向けた実践が、地方創生の最先端の取組として全国の注目を集めることにもつながる。
- 全国的な人口減少が進んでいく中、人材確保の重要性はますます高まる。また、ニセコ町は、これまでも、多様な交流人口（移住者、外国人観光客など）を受け入れ、地域性豊かなまちづくりを進めてきた。移住・定住などの受入環境の充実だけでなく、ニセコ町民以外の交流人口や関係機関との交流・連携のネットワークの重要性がますます高まるのではないか。
- 人口規模は、移住者などの受入環境のクオリティを向上させ、定住につなげることにより、人口水準をキープしていくイメージ。

<基本目標1>

多様なライフスタイルやニセコの地域性に対応した労働環境の整備

<基本的方向>

通年で安定して働く、季節雇用のかけもちで働く、起業して新規事業にチャレンジする、働く場所に制約のない仕事（テレワーク、芸術など）をする、子育てとの両立をしながら働くなど、多様なライフスタイルに対応した労働環境を整備し、安定した収入が得られるようにする。

<基本目標のねらい>

- 「家族従業者」「家庭内職者」のような正規職員以外のニセコ町の特徴的な仕事もあるものの、完全失業者数自体は増加傾向にあるのが課題。
- 町民アンケートでも、ニセコ町で働きにくい理由に、「長く安定して働ける場が少ない」や「季節雇用等不安定な職種が多い」が多く、特に女性は「子育てしながら働ける環境がない」も多いという回答が得られている。
- 一方、町民アンケートで、「季節雇用等働き方を選択できる」はニセコ町で働きやすい理由でも上位となっている。これらを総合すると、ライフスタイルに応じた多様な仕事のニーズがあることから、正規職員の雇用創出だけにこだわらず、やりたい仕事にチャレンジできる環境を整備することが重要ではないか。
- また、労働環境のうち、町内の住宅不足は特に深刻であり、「ニセコ町に住みたいのに住めない人」が存在しており、ニセコ町「戦略的住まい・まちづくり」政策検討会議平成26年度中間報告書」によれば、ニセコ町内で働いている人のうち町外在住者は24%（537人）にも上る。その結果、住宅の確保がボトルネックとなって働き手を確保できない民間企業がいる状況まで起こりつつある。
- 労働環境の整備にあたっては、地元企業の創出・育成などにより域外から資金を稼ぐとともに、域外への資金流出を減らして域内の経済循環を高める方向に、より重点化していく必要がある。
- 以上を踏まえて、「仕事」の基本目標を示すもの。

<数値目標>

- 完全失業率、完全失業者数
- 納税義務者数一人当たり課税対象所得

<具体的施策>

具体的な施策	数値目標
<p>●季節雇用と担い手のマッチング</p> <p>後志総合振興局などの地域関係機関などとも連携して、ニセコエリアの季節雇用と担い手のマッチングを進める。</p>	<p>※マッチング事業スキームを具体化した時点で改めて精査が必要</p>
<p>●ビジネススキル・ノウハウの習得支援</p> <p>地域金融機関や商工会などと連携して、創業や事業拡大のスキル、ニセコエリアでビジネスや季節労働を進める際のノウハウなどを習得する場を設け、人脈ネットワークの構築にもつなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニセコビジネススクール ・ビジネスセミナー ・季節労働者向けの導入研修 ・ビジネスマッチング 	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーやイベントの開催回数
<p>●創業や事業拡大に向けた環境整備</p> <p>創業のための環境づくりと場づくりなど、支援策のさらなる充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口の整備 ・産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基づく創業支援事業計画の策定 ・中央倉庫群の活用（活動拠点の整備・確保） ・にぎわいづくり起業家等サポート事業 ・中小企業特別融資 ・クラウドファンディングによる資金調達 	<ul style="list-style-type: none"> ・創業件数 ・創業比率
<p>●企業立地に向けた環境整備</p> <p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に基づく地域産業活性化計画の国認定を受け、企業立地に係る国の支援を受けられる環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産業活性化計画（平成 28 年度～32 年度）の策定 ・「ニセコ町企業立地ガイドライン」の周知（必要に応じて見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業活性化計画に基づく企業立地支援件数
<p>●地域農業の担い手の育成・確保</p> <p>農家の高齢化や後継者不足に対応するため、地域ぐるみで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農資金による支援件数

<p>農家の担い手確保に向けた環境づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者（後継者、新たな参入者など）の育成支援 ・中核的担い手（認定農業者、指導農業士、農業士）の育成支援 ・農家後継者のパートナー支援（グリーンパートナー推進協議会の活用による町内外の女性との交流会など） ・農業青年会の活動支援 	
<p>●ニセコ町産農産物のブランド化</p> <p>クリーン農業（環境保全型農業）などにより、ニセコ産農作物（米や野菜）のブランド化と販売促進を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅「ニセコビュープラザ」の直売所などでのニセコ町産農作物の販売 ・ビジネスマッチング（農家と農作物加工業者・販売業者） ・新作物や新技術の導入へのチャレンジ 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業所得 ・道の駅「ニセコビュープラザ」の直売所などでのニセコ町産農作物の売上
<p>●住宅の整備・確保とストックマネジメントの推進</p> <p>ニセコエリアの住宅不足に対応して、住宅の確保（住み替え・マッチング、空き家対策など）とストックマネジメントを進めるとともに、高齢者・子育て世代・単身世帯などの世帯の種類に対応した適正な規模・機能を備えた住宅への居住を促していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の整備とストックマネジメント ・民間集合住宅（アパートなど）の誘致・建設 ・民間集合住宅に対する固定資産税の減免 ・土地開発公社との連携による宅地整備 ・住宅のミスマッチ解消 ・住宅省エネルギー改修補助 ・空き家の解体又は利活用 ・しりべし空き家 BANK との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家率 ・空き家数 ・住宅整備戸数
<p>●地域経済循環の構築と「稼ぐ力」の強化</p> <p>化石燃料などの購入などによる町外への資金流出を減らし、町内の地域経済循環を高め、地域の「稼ぐ力」を培う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境モデル都市アクションプランに基づく省エネルギー・再生可能エネルギーの導入促進 - 環境クオリティ認証制度による観光事業者の環境配慮活 	<ul style="list-style-type: none"> ・CO2 排出削減量（化石燃料消費量） ・ごみ総排出量（1人1日あたり平均） ・ニセコ町の経済収支（今後精査）

<p>動ランク付けの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> - 町民の自転車利用や省エネ活動などのエコ活動に対して地域の商店で使える地域商品券として還元するエコポイント制度の創設 - 観光客に対する目的税の導入とCO2削減への還元 - JRニセコ駅前への地域熱供給の導入 - 再生可能エネルギーによるエネルギー供給組織の立ち上げ - ニセコグリーンバイクの導入推進 - ごみのゼロエミッション - 住宅省エネルギー改修補助【再掲】 	
--	--

<基本目標2>

ニセコとの交流ネットワークの拡大と受入環境の整備

<基本的方向>

観光業などを介してニセコ町の魅力を発信することで交流ネットワークを拡大するとともに、住環境などの受入環境を整備して「Jタウン」の希望にも応える。

<基本目標のねらい>

- ・転入元・転出先の調査の結果、倶知安町や海外は転入超過であるのに対して、首都圏や札幌市は転出超過。町民アンケートでは、転出予定（希望）者の転出予定（希望）先市町村は札幌市が約4割を占める。ニセコには、国の地方創生が目指している「都市圏への人口一極集中」を是正できるほどの全国レベルの移住人気はない。
- ・観光業は、ニセコ町の豊かな自然環境を基盤とした地域産業であり、交流ネットワークの拡大だけでなく、地域雇用の創出面からも重要。実際、町内在住年数の短い移住者は、同じ基盤産業である農業よりも、観光業に従事している場合の方が多い。

<数値目標>

- ・総人口の社会増キープ
- ・地域ブランド調査ランキング（株式会社ブランド総合研究所）

<具体的な施策>

具体的な施策	数値目標
<ul style="list-style-type: none">●観光需要の受入体制の充実 急速に拡大するニセコエリアへの観光需要に対応できるよう着地サービスを充実させる。・ニセコエリアの観光情報発信（デジタルサイネージなど）・重点道の駅「ニセコビュープラザ」の機能のさらなる充実・ニセコエリアの二次交通の確保・既存組織の補完による今後の観光振興を強力に推進する体制づくり（日本版DMO）・文化・芸術施設の充実【基本目標3参照】	<ul style="list-style-type: none">・観光客入込数・観光客宿泊数・消費額
<ul style="list-style-type: none">●ふるさとづくり寄付を介した交流人口の拡大 ニセコ町のまちづくりへの共感やふるさとへの想いを持	<ul style="list-style-type: none">・寄付件数

<p>つ方の地域づくりへの参加手法として寄付金による募金を行う。</p> <p>企業版ふるさと納税制度が新たに創設された場合には、同制度とも連携した寄付スキームを検討する。</p>	
<p>●都市圏とのネットワーク強化</p> <p>都市圏の関係機関（地方自治体、民間企業、NPO など）と連携して、都市圏における二セコ町の認知度を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生コンシェルジュとの連携 ・地方創生人材支援制度の活用による派遣者の受け入れ ・東京都や東京 23 区との連携 ・東京二セコ会との連携 ・札幌の関係機関との連携 ・北海道日本ハムファイターズとの交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市圏の関係機関との連携事業の件数
<p>●移住・定住対策</p> <p>都市圏における二セコエリアへの移住・定住のPRを、二セコ町への定住への本気度が高いと見込まれる方に重点化して進める。</p> <p>また、地域ボランティアと連携してホームステイ型の「ちょっと暮らし」を新たに導入し、地元町民と移住希望者の交流についても活発化していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住フェア出展（特に創業や地域おこし協力隊の希望者向け） ・ホームステイ型「ちょっと暮らし」の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・移住フェアの相談件数 ・ちょっと暮らしの受入先増加数／利用者数
<p>●地域おこし協力隊</p> <p>二セコ町の地域課題の解決と定住人口の増加を図るため、地域おこし協力隊を受け入れ、二セコ町総合戦略の基本目標の実現の担い手としても貢献してもらう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊の受入人数
<p>●結婚の出会いのマッチング</p> <p>二セコエリアの豊かな自然などの魅力を生かした結婚の出会いの場づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家後継者のパートナー支援（グリーンパートナー推進協議会の活用による町内外の女性との交流会など）【基本目標 1 参照】 ・二セコアウトドア街コン 	<ul style="list-style-type: none"> ・未婚率

<p>●安全・安心な子どもの居場所の確保</p> <p>幼児センターや学童保育所など、安全・安心な子どもの居場所を整備するとともに、地域ぐるみでそれらの担い手を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児センターの増築 ・学童保育所の新設 ・学童保育所と放課後子ども教室の一体運営 ・学童保育の対象年齢拡大（小学3年生まで→小学6年生まで） ・地域ボランティアとの連携などによる担い手の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童数 ・幼児センター・学童保育所の利用者数 ・女性の労働力率
<p>●町民のふれあいの場の確保</p> <p>町民同士のふれあいの場を確保して、町民同士の町に関する情報共有を円滑にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有島記念館ブックカフェの併設 ・あそびっく（交流イベントの開催など） ・中央倉庫群 ・ラジオニセコを介したつながり（ボランティアパーソナリティ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに整備した町民のふれあいの場の数
<p>●地域の担い手の育成支援</p> <p>町外の研修などに参加して企画立案能力を培った町民自らが、町外の交流人口を拡大する担い手となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニセコビジネススクール【基本目標1参照】 ・ビジネスセミナー【基本目標1参照】 ・季節労働者向けの導入研修【基本目標1参照】 ・国際交流員を介した文化交流（語学を含む）【基本目標3参照】 ・役場職員の研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・育成支援セミナー等の開催回数 ・役場職員研修受講延べ数

<基本目標3>

ニセコ町への誇りや愛着を持つ人材の育成

<基本的方向>

「ニセコスタイルの教育」、国際交流、スポーツ教育、文化・芸術施設などにより、ニセコ町への誇りや愛着を持つ人材の育成の強化に取り組み、ニセコ町出身者のUターンモデルを構築し、Uターン者を介してニセコ町の魅力を発信する。

<基本目標のねらい>

- 町内に普通科高校と大学がなく、ニセコで生まれ育った人材が町内に残りにくい。
- 地方創生は、地域の自立を目指しており、地域を支える人材の育成は必須。「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」（平成 27 年 6 月閣議決定）においては、地方創生の深化のためには、新たな「担い手」づくり（地方創生の事業推進主体の育成や専門人材の確保・育成）が重要であることを踏まえ、「ひと」の基本目標を示すもの。
- 町民アンケートで「ニセコ町内に住みたい」と回答した学生は 25%。Uターンの母集団自体は少ないものの、ニセコ町への誇りや愛着を持つ人材が放つ情報発信力が、ニセコ町へのUターンへの機運を刺激することについても目論む。

<数値目標>

- 0歳～18歳の人口
- 0歳～18歳の転入者・転出者
- 将来ニセコ町に戻りたいと考える中学生・高校生（アンケート）

<具体的な施策>

具体的な施策	数値目標
<p>●「ニセコスタイルの教育」の強化 幼小中高一貫教育及びコミュニティ・スクールを導入し、「ニセコスタイルの教育」をより強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼小中高一貫教育 ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） 	<p>※小中一貫教育、コミュニティ・スクール制度の導入（平成 29 年度予定）時点で改めて精査が必要</p>
<p>●北海道ニセコ高等学校の教育内容の充実 ニセコ町立北海道ニセコ高等学校において、新しい時代を担う農業人と、農の心と自然環境を知る新しい観光産業人を育成するため、教育内容を充実させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ニセコ高校の生徒数、受験者数／受験倍率
<p>●国際交流の場づくり グローバル化が進んでいるニセコエリアの地域性などを生かして、外国の文化や語学に触れる場づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流員を介した文化交流（語学を含む） ・外国語指導助手（ALT）の導入による英語教育 ・インターナショナルスクールを介した国際交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流イベント回数／参加人数
<p>●スポーツ教育 ウィンタースポーツなど、ニセコの豊かな自然を生かしたスポーツ教育を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー授業のリフト料金の負担 ・子どものスキーリフト利用補助 ・スポーツ教室（アスリート訪問事業） ・北海道日本ハムファイターズ野球教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・スキーリフト券の販売枚数／使用枚数 ・スポーツイベントの開催回数／参加人数
<p>●文化・芸術施設の充実 ニセコ町の文化・芸術の要である有島記念館の魅力を高め、ニセコ町の文化的イメージを浸透させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有島武郎の人と作品を介した「相互扶助」思想の継承 ・有島記念館のイベント（展示、コンサートなど）の充実 ・有島記念館ブックカフェの併設 	<ul style="list-style-type: none"> ・有島記念館への入館者数

<基本目標4>

ニセコエリアのブランディングを生かした連携実績の蓄積

<基本的方向>

国内外への魅力発信による認知度向上、交流ネットワークの拡大、ストックシェアなど、ニセコエリア全体としてできることから取り組んで実績を蓄積することにより、ニセコエリアの連携体制の構築に貢献していく。

<基本目標のねらい>

- ニセコ町を選んだ理由（アンケート）において、居住者は「ブランドカ（ニセコだから）」に惹かれている。ニセコエリアには、そのブランディングをさらに生かすポテンシャルがある。
- ニセコエリア全体の取組について、最初から大がかりな体制を作るのではなく、できるものから着手し、スモールサクセスを積み上げながら連携を強化していく。
- ニセコエリアを客観的に捉える目線は、新たな広域連携のヒント。研修や視察受入などで町外の客観的な目線に触れながら、まちづくりに生かすこともまた重要。

<具体的な施策>

具体的な施策	数値目標
<p>●広域的な連携</p> <p>基本目標1～3に係る具体的な施策について、後志総合振興局や周辺町村と連携して取り組めるものは、ニセコエリア広域で取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none">• 季節雇用と担い手のマッチング• 移住・定住フェア出展（特に創業や地域おこし協力隊の希望者向け）• ニセコ観光圏を介した連携• ニセコエリアの観光情報発信（デジタルサイネージなど）• ニセコエリアの二次交通の確保• しりべし空き家 BANK との連携• 結婚の出会いのマッチング <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none">• 関係機関との連携施策の件数

Ⅲ. 自治創生の推進

(1) 推進体制

(推進組織)

- 自治創生の推進に係る総合的な検討の場として、二セコ町自治創生協議会（町民及び産官学学金労言）を置く。協議会の委員には、まちづくり基本条例に基づき、町民委員（公募）を含むものとする。また、総合戦略の効果検証などの妥当性・客観性を担保するため、外部有識者を含むものとする。
- 二セコ町役場内の推進組織として、二セコ町自治創生推進本部会議（本部長：町長、副本部長：副町長、本部員：課長等）を置き、自治創生に関する施策を全庁的に推進する。
- 各推進組織の検討内容に応じて、二セコ町自治創生協議会に委員として参画していない町関係者の意見についても収集・反映していく。

(町民意見の収集・反映)

- 二セコ町は、まちづくり基本条例に基づき、「住むことが誇りに思えるまち」を目指し、町民の「自治」を基本としたまちづくりを実践してきた。「自治創生」においても、同条例に基づくまちづくりの実践を基本として、多様なアプローチをかけて町民と協働し、町民意見の収集・反映を特に丁寧に進めていく。
- 協議会への町民委員（公募）の参画に限らず、まちづくり町民講座や意見交換会（町民参加型の場）、アンケート・ヒアリング調査などの機会を積極的に設ける。特に、町民参加型の場については、様々な属性の町民から多種多様な意見を収集できるよう、継続的に企画内容の工夫に努める。
- 町民から選ばれた公職者である二セコ町議会議員との意見交換の機会についても積極的に設ける。

(町外との交流・連携・ネットワークの活用)

- 協議会への外部有識者の参画だけでなく、自治創生の取組内容を報道機関や町外交流人口に積極的に発信して、その結果や反響として得られた意見を収集・反映することにより、客観的な外部の目線を取り入れながら自治創生を進める。

(2) PDCA サイクルによるフォローアップ

- 総合戦略は、二セコ町役場だけの戦略ではなく、二セコ町全体が自治創生の推進主体。二セコ町役場に限らず、町民や関係機関の協働により自治創生を推進するものとする。
- 総合戦略の策定だけで終わらず、総合戦略に基づく自治創生の取組を着実に推進するため、総合戦略のフォローアップを行うとともに、フォローアップを介して、町民や関係機関などの担い手との協働体制を継続的に強化していく。
- フォローアップは、総合戦略で設定した数値目標を元に、実施した施策・事業の進捗状況や効果の客観的な検証を毎年行う。
- 総合戦略は、フォローアップ結果や状況変化などに応じて具体的な施策などを見直すなど、「生きた総合戦略」として柔軟に改訂しうる運用とする。
- フォローアップの結果、数値目標と比較して進捗状況や効果が確認できない施策・事業があれば、当該施策・事業の廃止を含めた改善・見直しを検討するとともに、町予算にも反映していく。

<フォローアップの年間スケジュール（イメージ）>

時期	作業内容
4月～6月	・地方創生の最新動向などの収集・発信（町の協働体制の強化） ・統計情報などの更新状況・予定のチェック
7月～9月	・フォローアップ方針の検討 ・施策・事業の実施状況、町民意見などの収集・整理
10月～12月	・フォローアップ結果の検討 ・施策の見直し、翌年度予算への反映
1月～3月	・フォローアップ結果の公表 ・総合戦略の見直し（必要に応じて）